子 発 0330 第 2 号 令和 2 年 3 月 30 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省子ども家庭局長 (公 印 省 略)

社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業実施要綱」を定め、令和2年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、管内市町村等への周知を図るとともに、 本事業の円滑な実施にご配慮いただくようお願いする。

おって、平成31年2月25日子発0225第1号「児童扶養手当システム改修事業の実施について」は、令和2年3月31日限りで廃止する。

別紙

社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業実施要綱

第1 目的

本事業は、社会保障・税番号制度に係る情報連携について、児童扶養手当 受給者情報の円滑な把握や、データ標準レイアウトの改版に伴うシステム 改修を行うことにより、児童扶養手当制度における社会保障・税番号制度を 活用した情報連携を推進することを目的とする。

第2 実施主体

都道府県、市、福祉事務所設置町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下「都道府県等」という。)

第3 事業内容

社会保障・税番号制度に係る情報連携について、児童扶養手当受給者情報の円滑な把握や、データ標準レイアウトの改版に対応するため、システム設計・プログラム開発等を行う。

第4 経費の補助

国は、都道府県等が本事業のために支出した費用について、別に定めるところにより、予算の範囲内で補助するものとする。